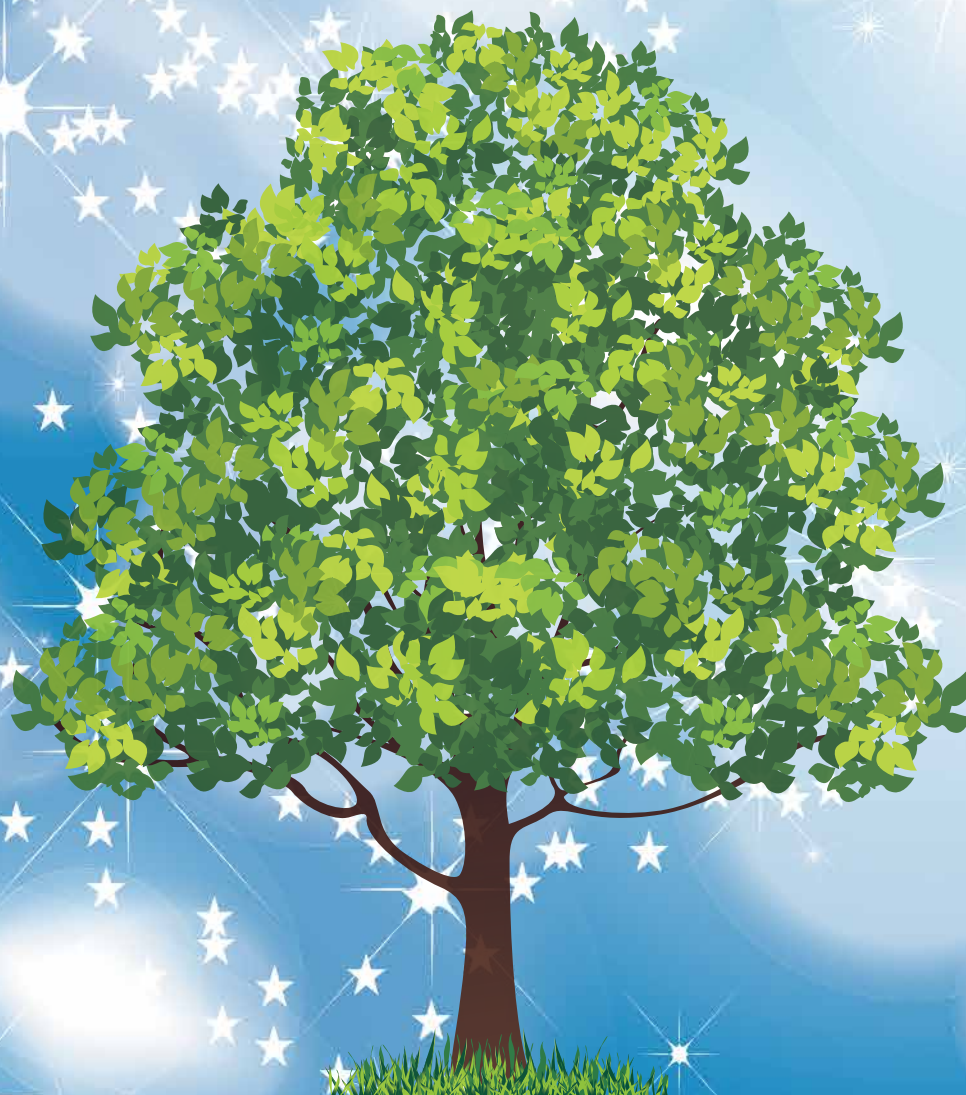


■世田谷区公共施設利用案内システム

# 「けやきネット」ガイドブック

## 第16.2版



《 抽選申込・予約・空き照会・施設情報など 》

インターネットURL <https://setagaya.keyakinet.net/Web/>

携帯電話用URL <https://setagaya.keyakinet.net/Mobile/>

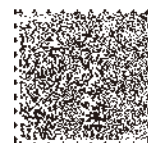
利用者端末機 設置場所、ご利用時間は18ページをご覧ください。

けやきネットホーム  
ページへのアクセスは  
下記二次元コードから

インターネット、携帯電話用のご利用時間

**7:00～24:00** (年中無休)

音声コード



**世田谷区**

※本誌に掲載している施設利用の情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため変更になる可能性があります。最新の情報は世田谷区ホームページ、けやきネットホームページ、または各お問い合わせ先にてご確認ください。

## お願い

施設を快適にご利用いただくために、特に次のことについて、遵守をお願いします。

### 【主な項目】

- 営利行為は行わない
- 予約の譲渡や転貸はしない
- 同一団体による複数の登録はしない
- 不特定多数では利用しない
- 使用しない場合は早めにキャンセルする
- 誤った予約がないか予約内容を確認する
- 登録事項の変更はすみやかに申請する

詳しくは、本ガイドブック9～12ページの「施設利用のルール」や、80～81ページの「世田谷区公共施設を不適切に利用する団体への利用制限に関する基準」をご覧ください。

## ■施設利用のルール

施設を利用するには、次のことを守ってご利用ください。

### 共通事項

1. 次のような団体は施設の利用はできません。
  - ・ 営利を目的としたもの（会社等の業務に関する会議等を含む）
  - ・ 秩序を乱すおそれがあるもの
  - ・ 管理上支障のあるもの
2. 利用団体の責任者は、施設使用の際には利用者登録カードを施設職員または管理人に提示し、ご利用ください。また、利用簿のある施設については必ず記入をお願いします。
3. 承認された利用目的以外での利用はできません。利用目的以外での利用があった場合には、利用を中止していただきます。また、承認された場合でも、他の利用者等へ迷惑となる場合等は利用を中止していただくこともありますので、予めご了承ください。
4. 利用が認められた団体は、他の団体に利用の権利を譲渡したり、転貸したりすることはできません。ただし、近隣の方から葬祭利用の申し出があった場合には、区からご協力をお願いをすることがあります。
 

葬祭のできる施設（区内11施設）

  - ・ 世田谷地域：宮坂区民センター、下馬南地区会館、経堂南地区会館
  - ・ 北 沢地域：桜上水南地区会館
  - ・ 玉 川地域：玉堤地区会館、九品仏地区会館、上野毛地区会館、新町地区会館
  - ・ 砧 地域：船橋地区会館、喜多見東地区会館
  - ・ 烏 山地域：上北沢地区会館
5. 施設の適切な利用状況を確認するため、職員が立ち入る場合がありますので、予めご了承ください。
6. **利用にあたっては、原則として登録をした構成員での利用となります。**

けやきネットはグループ活動の場として開放している施設です。不特定多数でのご利用はご遠慮ください。インターネット等で構成員を集め予約施設に集合して利用することはできません。**構成員の増減がある場合にはすみやかに変更の申請をお願いします。**
7. 施設予約後、利用ができなくなった場合は、速やかに取消の手続きをしてください。利用日の前日までインターネット・利用者端末機（利用者端末機の稼働時間は施設によって異なりますので18ページをご覧ください）・電話（サービスセンターによる一部代行受付）で取消ができます。当日の取消については各施設まで電話してください。ただし利用日7日前以降の取消についてはキャンセル料がかかります（使用料の20%～100%）。詳しくは15ページをご確認ください。
8. 施設予約後、事前に連絡なく利用しなかった場合は、無断キャンセルとして取り扱います。無断キャンセルをくり返した場合、利用停止となる場合がありますのでご注意ください。必ず事前に予約内容を確認してください。
9. 利用後は必ず清掃および片付け等を行い、有人施設の場合は、利用の終了を施設職員または管理人に報告してください。



10. 利用時間は、準備及び後片付けの時間を含みます。
11. ごみはお持ち帰りください。
12. 施設の事情により抽選申込や利用ができない日・時間帯があります。また、**利用承認の後であっても、選挙や区・学校主催事業等で利用できなくなることがあります。**
13. 台風等の悪天候や災害等による避難所の開設等により、事前の連絡なく利用できなくなることがあります。
14. 公園・スポーツ（一部を除く）・学校施設では、利用開始時間から30分、区民センターでは利用時間枠の半分が経過した時点でご利用がない場合は、他の団体にお貸しすることがあります。
15. 定員を超える人数でのご利用はできません。

## 集会施設

1. 飲酒・飲食を伴う利用は原則としてできません。（熱中症予防等のための水分補給を除く。）飲食を伴う利用が認められている施設においては、各施設のルールに従ってください。
2. 退館時には、各館備え付けの使用記録簿に必ずご記入ください。
3. 各施設とも駐車場はありません。また、駐輪スペースも十分でない施設がありますので、公共の交通機関をご利用ください。（一部の施設には障がい者用駐車場あり）
4. 使用後は、清掃や電気・水道・ガス等の点検を忘れずにしてください。
5. 各施設とも原則として禁煙です。喫煙できる施設でも決められた場所以外での喫煙はできません。
6. マッチやライター等原則として火気の使用はできません。

## 公園／スポーツ施設

1. 施設内では、決められた場所以外での飲食および喫煙はできません。
2. 用具は許可されたもののみを使用してください。
3. 利用者用駐車場がない又は少ない施設がありますので、公共の交通機関をご利用ください。
4. 降雨等のため、屋外施設が利用できない場合がありますので、施設に確認してください。
5. 各公園の軟式野球場は、学校の冬休み期間中は「広場」として開放するので利用できません。
6. 世田谷公園（こどものひろば公園含む）・羽根木公園・玉川野毛町公園の軟式野球場は、冬期に整備のため使用できない期間があります。期間は広報などでお知らせいたします。
7. 各スポーツ施設では整備のため使用できない場合がありますので、施設に確認してください。
8. 少年団体が二子玉川緑地運動場の少年野球場・少年サッカー場を使用する場合の施設利用料金は無料です。少年団体については（公財）世田谷区スポーツ振興財団施設係（☎03-3417-2829）までお問い合わせください。

このほか世田谷公園内のこどものひろば公園に小学生以下の団体専用の軟式野球場（使用料は無料）があります。また、羽根木公園軟式野球場には「少年野球」（小学生以下の団体）専用の曜日・時間帯を設けています。

## 以下、温水プール施設共通

1. 当日予約は、現地管理事務所窓口でのご予約となります。
2. 主な活動施設（抽選申込施設）に指定した施設のみ抽選申込が可能となります。総合運動場温水プールか千歳温水プールどちらか1つの施設となります。
3. ご利用の際は、現地管理事務所にて団体利用券を受領し、入退場ゲートより入場、退場をお願いいたします。帰りに未使用の団体利用券を現地管理事務所にお戻しください。
4. 入場は予約時間の10分前から入場可能、プール退水時間は予約終了時間の10分前となります。
5. 当日のコースの予約状況により現地管理事務所にて使用コースの調整をさせていただく場合がございます。
6. プール場内への入場は必ず水着を着用しての入場となります。
7. 飛び込みは安全管理上禁止となります。
8. おむつ・トレーニングパンツの完全にとれていない方はプールに入場できません。
9. 刺青・タトゥーをされている方は、ラッシュガード等で隠してご利用をお願いいたします。
10. プールフロア（水深調整台）などの付帯設備をご利用される場合は事前に現地管理事務所にお問い合わせください。
11. プールへの持ち込み物品については各現地管理事務所までお問い合わせください。
12. その他予約及び利用について不明点等がございましたら、現地管理事務所までお問い合わせください。

## 学校開放施設

1. 初めて利用する団体の責任者は、あらかじめ各施設の問い合わせ先（58～71ページ）に使用可能な物品や施設の状態（ラインの有無等）、利用方法の確認を行ってください。
2. 利用目的にない種目を「その他屋内スポーツ」や「その他屋外スポーツ」などで予約する場合は、事前にその種目が利用可能か確認してください。確認せず来校した場合、種目によっては利用できない場合があります。
3. ガイドブックに記載がある施設でも工事等により一時的にご利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
4. 各施設の利用可能な物品や付帯設備、施設の状況についてのお問い合わせ及び各学校における学校開放の受付（主事室等）は、原則学校の警備職員が行います。**学校に電話をされる場合は受付時間にご注意ください。（16時～18時30分、土・日・祝日等の学校休業日は9時～17時（テニスコート（照明付き）の場合は18時30分））**ただし、巡回等で電話に出られないことがありますので、その場合にはお手数ですが時間をずらしておかけ直してください。
5. 4時間枠の体育館・格技室を2時間利用枠で予約した場合、利用開始時間を利用日の前日までに学校の警備職員にご連絡ください。ただし、9時～11時・13時～15時・17時～19時の2時間（4時間枠のうちの最初の2時間）で利用する場合は連絡不要です。また、学校休業日の17時から21時枠を18時30分からの2時間30分での利用をする場合でも、4時間料金となります。



6. 学校敷地内での飲食・喫煙は絶対にしないでください。（水分補給のための場合は除く。）
7. 用具は許可されたもののみを使用し、学校施設（床面・壁面）や用具に損傷を与えないようにしてください。（学校の器物を破損させた場合は、必ず学校に報告してください。）  
例 ●卓球台・ネット、バレー支柱・ネット、バドミントン支柱・ネット、フットサルゴール・ネットは学校開放用として使用できますが、卓球ラケット・ボール、バレーボール・バスケットボール、バドミントンラケット・シャトル等は各団体で持参してください。  
また、無断で学校の用具を使用しないでください。  
●フットサルは、必ず受付で貸し出す専用ボールを使用してください。
8. 屋内施設（体育館・格技室・ミーティングルーム等）では必ず屋内専用シューズを持参して、履いてください。
9. バスケットボール、バドミントン、野球、サッカー等で他チームと試合をする場合は、あらかじめ学校の許可が必要です。無断で試合をした場合、ご利用をお断りする事があります。
10. 校庭にラインを引く場合は学校の許可が必要です。また、ベース等は各団体で持参してください。
11. 利用前や利用後、利用中の大声、騒音及び利用終了後の門の外や道路上での話し合いや打合せ、喫煙等は、近隣のご迷惑となりますので絶対にしないでください。
12. 学校個々の特殊事情による注意事項については、警備職員の注意・指示に従ってください。
13. 学校によっては時期により、利用目的の種目であっても管理上の事情で利用できない場合があります。
14. 各学校とも駐車場はありません。また、駐輪スペースも十分でない施設がありますので、公共の交通機関をご利用ください。
15. 少年団体が学校施設を使用する場合の施設使用料は無料です。ただし、夜間使用の場合は照明料がかかります。少年団体については（公財）世田谷区スポーツ振興財団施設係（☎03-3417-2829）までお問い合わせください。
16. 利用後は必ず清掃および後片付け等を行い、利用の終了を施設職員に報告してください。
17. 夜間利用の場合、照明料は施設使用時間分かかります。
18. テニスコートの夕方枠において、日没等、天候上の理由がある場合、利用時間途中でも終了することができます。その場合の利用料金については、事前に施設職員にご確認ください。照明設備があり、照明を点灯して利用する場合には施設職員にお申し出ください。なお、照明利用の場合には別途照明料がかかります。
19. 現地での当日受付の利用における使用料金（照明料含む）は使用時間にかかわらず、利用時間コマ単位での料金となります。
20. 受付後、学校施設を利用する際は可能な限り、利用団体の利用者は、まとまって入るようになしてください。

以上のことを守って施設をご利用ください。なお、違反した場合には、利用者登録を取消す場合があります。